

日本学術会議 課題別委員会
日本学術会議の第三者評価機能に関する検討委員会（第1回）議事要旨

1. 日 時：平成25年9月18日（水）10:00～12:00
2. 場 所：日本学術会議 大会議室
3. 出席者：池田委員、小林委員、矢野委員、生源寺委員、室伏委員、岡田委員、笠木委員、桂委員、広渡委員、三木委員（以上順不同）
盛田参事官、増永専門職（文責）
4. 配付資料：1 委員名簿
2 設置提案書
3 対外報告「我が国における研究評価の現状とその在り方について」
（平成20年（2008年）2月26日日本学術会議）
4 提言「我が国の研究評価システムの在り方～研究者を育成・支援する評価システムへの転換～高レベル放射性廃棄物の処分について」
（平成24年（2012年）10月26日日本学術会議）

5. 議 事：

(1)委員の自己紹介

各委員から自己紹介があった。

(2)本委員会の設置理由の説明

岡田委員より、本委員会の設置について説明があった。

(3)委員長、副委員長、幹事の選出

互選により、岡田委員が委員長に選出された。

岡田委員長の指名により、室伏委員が副委員長に、生源寺委員ならびに三木委員が幹事に選出された。

(4)日本学術会議が過去行った関連する報告等について

まず、室伏副委員長より、提言「我が国の研究評価システムの在り方～研究者を育成・支援する評価システムへの転換～」について説明があった。

○強く主張しているのは、若手研究者の育成・支援に資するような研究評価システムへの転換方策と、研究評価システムとしてメタ評価を実施すべきだということ。

○評価というのは、公平でなおかつ透明性のあるものでなければならず、第三者評価については、本提言の各所にちりばめている。

○本提言については、総合科学技術会議と文部科学省の科学技術・学術審議会、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会に持っていき、ご説明させていただいた。
文部科学省で研究評価に関する指針を作っており、その中に本提言の内容がかなり取り入れられている。

○本提言に掲載されているアンケートの実施や提言のとりまとめにあたっては、研究評価の在り方検討委員会の幹事を務めていただいた林隆之先生にご尽力いただいた。本委員会でも、林先生にご協力頂いたら良いのではないかと。

次に、岡田委員長から、対外報告「我が国における研究評価の現状とその在り方について」の説明があった。

○（対外報告の）要旨の3頁目に、「第三者評価とは、の定義が記載されている。第三者評価と

は、①評価対象者以外の第三者が、②独自の評価基準により、③独自に評価者を選び行う評価」と定義している。

○（対外報告の）本文 12 頁に基礎研究の評価の在り方について記載している。米国 NSF（National Science Foundation）では、申請プロジェクトに対する評価は、メリットレビューが主体であり、Intellectual merit（知的価値）や Broader impact（より幅広いインパクト）の二つの基準で実施されている。

○米国では府省の研究施策や大規模な研究課題等の評価についてナショナル・アカデミーズをはじめとして、民間調査研究機関の RAND 等が第三者評価を実施している。

○重要な研究課題や研究施策は、各府省による自己評価や外部の学識経験者による外部評価が積極的に実施されている。第三者評価が推奨されるものの、我が国における第三者評価機関としては、大学評価に関する大学評価・学位授与機構に限られている。

(5)日本学術会議が過去行った関連する報告等について
岡田委員長から、各委員へ発言を求めた。

○個人的な意見だが、研究の事後評価については、JSPS でも全てではないが額の大きいところは、やっているのではないかと。
ファンディングエージェンシーによって、評価の基準が異なる。
色々と研究に関する不正もあるので、専門家がみないと分からないという問題も出てくるのではないかと。

○本委員会の報告あるいは提言が出た後を考えておくことが大事だと思う。これから行う作業の結果の受け手は誰か、どこに発信していくのか。前期の最後に学術会議の機能強化を図ることが合意されている。そこにも記載されていた、科学技術政策に対する科学的な助言という学術会議が求められている大きな機能の中に、評価は入っていると思う。そのような文脈を踏まえて、ここでの第三者評価とは、どこを見てやろうとしているのか、焦点を絞っていった方がよいと思う。

○日本学術会議は、あまり細かいところまで目配りすることは出来ないと思う。予算もなく、人もいない。
フォーカスをどこに絞るのか。国の政策全体を見て、日本学術会議が助言するというのが良いのではないかと。

○実際に何かを評価する、作業するということは、この委員会でやる話ではない。課題別委員会で出すのは提言なので、こうあるべきという事が目的。ある意味、前期からの申し送り事項であり、学術の知見を、政策に反映させられるような枠組みが必要であるならば、どのような事ができるのかを検討すべきではないかと。

○どういうレベルで第三者評価という言葉を使うのか、その意味内容が重要だと思う。日本学術会議が言う「第三者」とは、何に対して第三者なのか、というのがそもそもある。日本学術会議が科学者に対して、第三者なのかという問題がある。日本学術会議が関わるのであれば、メタレベルの評価を維持しておくことが必要ではないかと。日本学術会議にとって、評価とは何かを大きなスキームとして描いたうえで、どの部分について、この課題別委員会ではより具体的に評価を行っていくのか、整理する必要があるのではないかと。
構造を整理して、どこを議論するのか、委員長に整理していただけると有り難い。

○日本学術会議は、科学者のコミュニティでもあり、科学者に対して「第三者」には、なり得ないのではないかと。これはどこかに意識しておくべきと思う。
第三者評価の「第三者」とは何かを、きちんと議論した上で進めるべきかと思う。

○第三者評価と聞いたとき、真っ先に思い浮かぶのは、社会。こうあるべきと書くことと、それを実行することは、分けて考えるべきである。第三者評価の実行主体は日本学術会議だけではない。

○評価は何かの改善を目的に行われるものであろう。評価してお終いではなく、評価の結果がいかされなければならない。目的に応じて評価する体制や評価者の構成が変わり得るので、日本学術会議が全てに関与するわけではない。評価委員の人選を含めて、評価プロセスが透明で公正かつ効果的であるべきである。

○評価能力をみると、「第三者」が第三者になればなるほど、評価能力は下がってくる。あまり第三者に拘ると、評価ができなくなるのではないか。

○法律でも、全くの部外者を第三者と言うかということ、利害関係のあるなし、兼業関係の切り離し等を判断材料として入れてくる。第三者を明瞭に示せる基準が作れたら良いのではないか。

○評価の対象がつかめていない。大学への評価、研究者への評価、プロジェクトへの資金を出す側の出し方への評価、色々ある。組織への評価、個人・グループへの評価、出す側への評価、何を評価するのかが不明確である。

○対象は科学技術政策である。問題は利益相反の扱いをどうするか。

○基準と実施は分けた方が良い。事後評価について提言に書くことはあり得る。それをどこが実施するかは別であり、日本学術会議だけが実施すると考えると、何も書けなくなるだろう。

○第三者評価の定義、評価の対象について、今後、審議していく。

(6)委員の補充について

岡田委員長から、林隆之先生と藤垣裕子先生を本委員会委員に推薦したいとの話があった。

また、本委員会委員に推薦したい先生がおられれば、9月19日（木）までに委員長へ連絡頂くこととなった。

委員の推薦に関しては、課題別委員会の設置期限と、意思の表出に関する査読等に要する期間を考慮し、余り時間が無いことから、平成25年10月2日に開催される幹事会で審議いただけるように、手続きを進めることとなった。

(7)その他

次回委員会について、平成25年10月4日（金）10:00～から開催したいとの話が、岡田委員長からあった。